

奈良工業高等専門学校進路対策協議会規程

平成14年4月 1日制定

平成30年3月27日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に進路対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、学生の進路対策についての基本的方針を協議し、各科間の連絡調整を図る。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 専攻科長
- 四 一般教科及び各専門学科主任
- 五 学生課長

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、前条第一号及び第二号の委員のうちから校長が指名した者をもって充てる。

(議長)

第5条 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。

(進路対策室)

第6条 進路指導の円滑な運営を図るため進路対策室を置く。

2 進路対策室に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 協議会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校進路対策協議会要項（平成2年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。